

第11回石川海区漁業調整委員会議事録

1. 日時及び場所

令和4年3月15日 火曜日 午後1時30分
石川県庁 11階 1109会議室

2. 招集者の氏名、議事事項及び通知を發した年月日

(1) 招集者氏名 会長 稲村 幸雄

(2) 議事事項

- ① 小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針（門前沖合）の制定について
- ② 小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針（県内船）の一部改正について
- ③ 制限措置について（小型いか釣り漁業（するめいか）門前沖合、小型いか釣り漁業（あかいか）県内船）（諮問）
- ④ くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの令和4管理年度における数量の決定及び公表について（諮問）
- ⑤ 石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定の策定について
- ⑥ 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
- ⑦ 2月の許認可実績について
- ⑧ その他
固定式刺し網漁業（雑魚類）について

(3) 通知を發した年月日 令和4年3月9日

3. 出席者

出席委員（12名）

会長	稲村 幸雄	会長代理	新谷 栄作
委員	勝木 省司	委員	坂下 優
〃	杉野 哲也	〃	中村 明子
〃	中村 浩二	〃	五十嵐誠一
〃	太田 均	〃	笹波 守勝
〃	中 浩二	〃	橋本 勝寿

欠席委員（3名） 小川 英樹、角屋 敏彦、川島 和彦

水産課 武田次長兼水産課長、沢田課長補佐、小柳専門員、島田主任技師
事務局 福嶋局長、大内局次長

4. 議事の顛末 別紙のとおり

5. 議決・報告事項

(1) 小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針（門前沖合）の制定について

水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針を制定した。（資料1参照）

- (2) 小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針（県内船）の一部改正について
水産課からの説明を受け、当該許可等の取扱方針の一部改正を承認した。
(資料2参照)
- (3) 制限措置について（小型いか釣り漁業（するめいか）門前沖合、小型いか釣り漁業（あかいか）県内船）（諮問）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
(資料3参照)
- (4) くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいかの令和4管理年度における数量の決定及び公表について（諮問）
知事からの諮問は、妥当である旨答申することを決定した。
(資料4参照)
- (5) 石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定の策定について
水産課からの説明を受け、策定内容を了承した。
(資料5参照)
- (6) 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
事務局から説明を受け、結果報告を了承した。
(資料6参照)
- (7) 2月の許認可実績について
水産課から報告を受けた。
(資料7参照)
- (8) その他 固定式刺し網漁業（雑魚類）について
水産課から採捕される魚種の説明を受けた。

6. 委員会終了時間 午後2時10分

第10回海区漁業調整委員会の議事の顛末

- 福 嶋 局 長 | 定刻となりましたので、ただ今から第11回石川海区漁業調整委員会を開催します。
なお、本日は、小川委員、角屋委員、川島委員から欠席の連絡を受けております。
それでは、開会にあたり、稲村会長からご挨拶をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 皆様、どうもご苦労さまでございます。
段々と春めいて参りました。それぞれの浜では、春からの漁に向けて一生懸命に準備を進められていると思われませんが、安全な操業、そして大漁となりますように願っておるところでございます。
また、これからせつかく漁が忙しくなるという時に、燃油がどんどんと高くなっているということで、心配な面もございますけれども、それぞれ頑張るしかありません。
先程、言いましたように安全で大漁ができるように、そしてまた、政府の対策で少しでも楽になれるように進めていきたいと思っております。
それでは、早速、会議に入りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 福 嶋 局 長 | ありがとうございます。
議事に入る前に資料の確認をしたいと思います。
最初に次第、次に県内船の小型いか釣り（するめいか）漁業等の許可について、資料-1「小型いか釣り漁業（するめいか）県内の許可について（門前沖合）」、資料-2「小型いか釣り漁業（あかいか）県内の許可について」、資料-3「漁業法第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等について（諮問）」、資料-4「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（諮問）」、資料-5「石川県におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する定置漁業等の資源管理協定（概要）」、資料-6「第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会結果概要」、資料-7「2月の許認可実績について」、最後に水産総合センターの漁海況情報をお配りしてあります。
以上ですが、お手元にそろっていますでしょうか。
それでは稲村会長、議事の進行をお願いします。
- 稲 村 会 長 | 本日の議事録署名人を新谷委員と笹波委員にお願いします。

[両委員 了承]

稲 村 会 長

では、議題1の「小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針（門前沖合）の制定」について、説明をお願いします。

小 柳 専 門 員

水産課の小柳です。

資料1によりまして、小型いか釣り漁業（するめいか）県内の許可について説明をいたします。

令和4年3月8日付で、県漁協門前支所から小型いか釣り漁業（するめいか）の許可について、これまで実施してきた試験操業から通常許可とする要望書の提出がありました。

当該許可は、能登半島沖合でのするめいか漁場が例年より早く形成された場合に対応するために、4月1日から4月14日という通常の許可の期間前に操業を行い経営の安定化を図るものです。

これまでは門前支所の試験操業ということで、毎年許可を出しておりましたが、漁獲実績もあり、特段のトラブル等もないことから、昨年度の海区漁業調整委員会では試験操業ではなく本許可としてもよいのではないかというご意見もいただきました。これらのことから、1ページ目の中ほどにお示ししております許可内容案の通り、今年度から本許可とすることとしたいと考えております。

許可内容案は、漁業時期、操業区域、条件、隻数とも昨年までの試験操業と同様となっています。ご参考までに、1ページ目の下に、過去5年間の平均操業実績をお示ししております。過去5年間の平均操業日数4.8日間、漁獲量は175.2kgと、出漁もされており、漁獲の実績もありました。

2ページ目に操業区域図もつけておりますが、これまでの試験操業と同様、門前の前場の区域となっております。

なお、3ページ目の要望書にも記載がありますように、本許可化にあたり関係各所と調整を進めてまいりましたが、新型コロナウイルスの影響で関係者が集まれずに一部確認が間に合わないところがあったため、今回は通常の5年許可ではなく1年許可としています。

4ページ目から5ページ目には本許可として新たに策定する許可の取扱方針をお示ししておりますが、内容については昨年の海区漁業調整委員会でご審議いただきました試験操業の取扱方針の内容と同様で変更はありません。

以上で小型いか釣り漁業（するめいか）県内の許可について説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

坂下委員 通常の許可にするということだが、今年は1年限りで、来年は通常となるのか。

小柳専門員 来年も、今回確認できなかったところの確認ができましたら、通常の許可にしたいと考えております。

坂下委員 わかりました。

稲村会長 他に何かございませんか。

中村明子委員 確認ができなかったのは、協議が整わなかったのではなくて、コロナの関係で対応ができなかったという意味ですか。

小柳専門員 はい。そうです。

稲村会長 よろしいですか。

中村明子委員 はい。

稲村会長 他になれば、小型いか釣り漁業（するめいか）の許可等の取扱方針（門前沖合）の制定については、了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長 では次に、議題2の「小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針（県内船）の一部改正」について、説明をお願いします。

小柳専門員 小型いか釣り漁業（あかいか）県内の許可についてご説明します。資料は2をご覧ください。

県漁協南浦出張所、高浜支所、門前支所から小型いか釣り漁業（あかいか）県内の許可について、遊休許可制度に基づく枠管理からの新規許可を受けたいとの届け出がありました。漁業調整上の問題はないため、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を下記の通り変更したいと考えます。

まず、許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、変更前の377件、うち遊休許可の名簿管理の数61であったものを、遊休許可の枠数管理の中から南浦出張所、高浜支所、門前支所からそれぞれ1件の計3件を新たに許可することにより、変更後の許可数は380となります。遊休許可の名簿管理の数は61と変わりません。

これにより、遊休許可の枠数管理の数は変更前の55から3件減って52件になります。

7ページと8ページには許可の取扱方針をお示ししておりますが、8ページの制限措置の表で許可等をすべき船舶等の数を変更したこと以外は従来の取扱方針と内容は変わっていません。

以上、小型いか釣り漁業（あかいか）県内の許可について説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、小型いか釣り漁業（あかいか）の許可等の取扱方針（県内船）の一部改正については、了承したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題3の「小型いか釣り漁業（するめいか）門前沖合及び小型いか釣り漁業（あかいか）県内船の制限措置」について、知事より諮問がきておりますのでお願ひします。

あわせて、制限措置の内容についても説明をお願ひします。

大内局次長

事務局より先に9ページの資料3の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願ひします。

小柳専門員

事務局から読み上げました諮問文の内容について説明させていただきます。

今回ご審議いただく制限措置の漁業許可の種類は、先ほどご説明いたしました小型いか釣り漁業（するめいか）と小型いか釣り（あかいか）県内の2つです。

これら2つの許可については、昨年開催された海区漁業調整委員会において制限措置をご審議いただいております、今回ご審議いただくのは資料のグレーに塗ってある「許可をすべき数」のみです。まず、資料の10ページには先程お諮りいただいた門前沖合の小型いか釣り漁業（するめいか）について示してあります。許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻、有効期間は1年未満とします。許可を申請すべき期間については、3月15日から3月22日までとします。

続いて資料11ページ、小型いか釣り（あかいか）県内につきましては、先ほどお諮りいただいた通り今回許可すべき数を3隻とします。申請すべき期間は3月15日から4月15日とします。

以上、制限措置の説明を終わります。ご審議の程、よろしくお
願いします。

稲 村 会 長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲 村 会 長

なければ、制限措置については、妥当であると判断しまして、
その旨を答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲 村 会 長

次に、議題4の「くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型
魚）及びするめいかの令和4管理年度における数量の決定及び公
表」について、知事より諮問がきておりますのでお願いします。
あわせて、内容の説明をお願いします。

大 内 局 次 長

事務局より先に12ページの資料4の諮問文を読み上げます。

[諮問文の朗読]

内容については、水産課より説明をお願いします。

島 田 主 任 技 師

水産課の島田です。

資料の13ページ目をご覧ください。

石川県のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、する
めいかの令和4管理年度における数量配分についてという見出し
になります。

これは、令和4年4月から開始しますくろまぐろ（小型魚）、
（大型魚）及びするめいかについて国から配分量の通知があった
ことから、県の資源管理方針に基づき県内の配分量を定めて公
表するものとなります。

また、さんま、まあじ、まいわしについては1月～12月管理
のため昨年12月の海区漁業調整委員会で諮問答申済みです。

今回の配分については、くろまぐろとするめいかになります。

くろまぐろの小型魚は、当初数量で75.8トン、大型魚につ
いては41.8トンとなっており、するめいかについては、昨年
同様現行の漁獲量並みになるよう管理するという目安の数量が示
されており「現行水準」となっています。

また、下に書いてありますサバ類、ズワイガニについては7月
管理開始のため、開始前の6月の海区漁業調整委員会で設定する
予定となっております。

次に、資料の14ページのクロマグロTAC県内配分について
をご覧ください。

県内のくろまぐろのTAC県内配分については、昨年の国際会議で、いろいろな報道等でご覧になった方もいると思いますが、くろまぐろの管理が始まって初めて増枠が認められたということになっております。

ただし、報道等にあるように増枠はあくまで大型魚のみで、今回は小型魚増枠は認められておりません。ただし、国内全体では増枠していないものの、増枠した大型魚を一部大臣管理漁業に配分する代わりに、小型魚については、沿岸漁業の方に配分することで、沿岸漁業については、一部小型魚も増枠するといった形になっております。

また、それぞれの県内の漁業種類別の配分については、昨年同様の配分の考え方で、国の県別配分とあわせ、小型魚は国の数量規制開始前の漁獲実績を、大型魚については、直近の漁獲実績に基づいた配分を行くこととするということにしております。

具体的な配分につきましては、表のとおり、くろまぐろの小型魚については、今年度と比較して定置網で9.3トン増の67.8トン、漁船漁業については0.7トン増の6.0トンということになります。

大型魚については、定置網で3.8トン増の35.8トン、漁船漁業については今年度と同様の1.0トンのままということになります。

また、この当初には追加されておりませんが、今漁期の一部の残枠の繰越し、また、融通や消化率が高いといったことを積極的に行っており、こちらについてのメリット措置としまして4月以降、この数字と別に、小型魚、大型魚ともに追加される予定となっております。

こちらについては、3月末までの全国の実績数量が確定しないと示されてきませんので、4月以降に説明をしたいと思っております。

最後に※で書いておりますが、大型魚の漁船漁業については、近年、沖で非常に多いといった話もありますので、現状1トンということで混獲扱いとしておりますが、来遊状況も鑑みて4月以降について追加配分は考えていきたいと思っております。

3の管理年度途中における配分の基準については、今年度同様に、国の留保からの配分や、他の都道府県や大臣管理区分との融通が実施され、石川県の配分が増えた場合には、全量を定置漁業の数量へ配分したいと思っております。ただし、逆も然りでありまして、他県の融通等についても定置網のものを使うということにしたいと思っております。

今後の予定としては、本日答申をもらったのち、速やかに農林水産大臣の承認手続きを経たうえで、3月末までに告示し、関係機関へ通知したいと思っております。

県公報の登載内容については、15ページに告示案を載せております。

説明は以上になります。ご審議の程、お願いします。

稲村会長

ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

なければ、「くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいかの令和4管理年度における数量の決定及び公表」については、妥当であると判断しまして、その旨を答申したいと思っておりますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題5の「石川県におけるくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する定置漁業等の資源管理協定の策定」について、水産課より説明をお願いします。

島田主任技師

18ページ目の資料5をご覧ください。

なお、19ページ目以降は、資源管理協定の全文が書かれているものと、28ページが根拠法令になります。

それでは資源管理協定につきまして、18ページに沿って説明したいと思います。

まず、昨年度より修正はないという形にはなりますが、1年経ちますので、改めて目的とフロー図で協定の位置づけについて説明したいと思います。

一番下のフロー図を見ていただきたいのですが、右の方から国が定めた基本方針、数量の方は、石川県何トンという形で示されます。これを矢印で書いてありますけれども、県の中で、資源管理方針の中に漁業種類別の数量配分の基準、どのように管理するかなどを定めておりまして、この中で、下線で引いておりますが協定書という形で定置網等でより具体的な取組みをこの協定の中で定めることとしております。

内容については、個別漁獲量の上限の設定や違反した場合の措置などを決めております。

目的につきましては、漁業者間で協定を締結し、しっかりと漁獲可能量を遵守するものになっております。

資源管理の取組みの内容については、5kg未満のくろまぐろ(小型魚)の生存個体の放流、個別漁獲上限量の設定という形で小型魚については、過去10年の実績に基づいて配分、大型魚については、累計6トンの水揚げで漁獲中止と決めております。

また、留保枠の取扱いについては、12月一杯で切り上げといった場合には、その残枠については県の留保として管理をしながら、必要に応じて後ろの方で積みあがれば使うという形にしてお

ります。

また、昨年度からですが、合意された内容で、個別漁獲量の上限量の融通ということで、漁業者間において双方が合意し、協定管理委員会が承認した場合には、余ったものを別な方が使うという融通のやり繰りを協定の中でできるようにしています。

協定に違反した場合の措置については、5kg未満の個体の出荷をした場合や個別漁獲上限量を超過した場合、超過した水揚量は、翌管理期間の漁獲上限から差し引いたり、超過した水揚金額は、県定置漁業協会又は県漁協へ拋出するといった措置を取り決めております。

管理委員会については、県定置協会、県漁協、県水産課、県総合センターで構成されており、事務局については、県定置協会と県水産課という形になっております。

また、協定に入ることのメリット、デメリットがあるかもしれませんが、きちんとかような協定に入らせていただくことで、少ないながらも実績に応じた配分比率により配分するという形になっていきますので、逆にこの協定に入っていないと、微小な枠での管理ということになりますので、定置網にくろまぐろが入るような場合は、協定に参加して取組みを遵守しているということにしております。

なお、資源管理協定の協定全文を読むと長いので、19ページ目以降は、時間があるときに見ていただければと思います。

以上で説明を終わります。

稲村会長

ただいま水産課より説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長

他になければ、「石川県におけるくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する定置漁業等の資源管理協定の策定」については、このとおり進めていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[異議なし]

稲村会長

では次に、議題6の「日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果」について事務局より説明をお願いします。

大内局次長

それでは、29ページの資料-6をご覧ください。

先週、3月7日に13時30分から農林水産省8階水産庁中央会議室において「第40回日本海・九州西広域漁業調整委員会」が開催され、勝木委員が県庁会議室でウェブ会議により出席しましたので、その結果概要を説明します。

最初に（１）太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示については、遊漁者のクロマグロ資源管理の適切な実施を図る枠組ため、今年度から実施している３０kg未満の小型クロマグロの採捕の禁止、３０kg以上の大型クロマグロの尾数・総重量の採捕報告の他、採捕の制限としまして①１人１日あたり１尾を超えて大型魚をを保持してはならない。②採捕の目安として全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合には、当該時期の末日まで採捕を禁止するが新たに加わっています。

また、指示期間は、令和４年６月１日から令和５年３月３１日までということで、当該委員会指示は、異議なく承認されました。

なお、この時期ごとの採捕数量合計４０トンにつきましては、国の留保枠１００トンから漁業による突発的な漁獲の備えの５０トン、試験研究用の漁獲１０トンを差し引いた４０トンということで、これは採捕枠ということではなく目安であるとの説明でした。

次に（２）九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示については、トラフグの資源管理のため、承認制として県ごとに隻数の上限設定、５海域毎・漁法毎の休漁期間の設定、３０cm以下の小型魚の再放流を行うということ。

また、指示期間は、令和４年５月１日から令和５年５月３１日までということで、当該委員会指示は、異議なく承認されました。

次に（３）有明海ガザミに関する委員会指示については、有明海ガザミの資源管理のため、抱卵ガザミの再放流、甲幅１２cm以下小型ガザミの再放流、軟甲ガザミの再放流、産卵期間の６月１日から６月１５日の間の採捕を禁止するということ。

また、指示期間は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までということで、当該委員会指示は、異議なく承認されました。

次に、議事（４）国が行う特定漁港漁場整備事業のフロンティア漁場整備事業について水産庁より説明がありました。

対馬海峡地区でマアジ、マサバ、マイワシの生産力の向上を図るために平成２９年から整備しているマウンド礁について、計画変更の承認がなされました。

最後に、議事（５）その他として、水産庁より広域漁業調整委員会に関連する①令和４年度資源管理関係予算として、資源調査・評価の充実、漁獲情報の電子的情報収集体制の構築、TAC・IQ導入の推進について

②日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針に基づく令和３年度の取組状況についての説明がありました。

以上で、第４０回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果の概要説明を終わります。

稲村会長 勝木委員におかれましては、3月7日の出席ご苦勞様でした。事務局からの説明について、何か補足があれば、お願いします。

勝木委員 1番目の太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示ということで、この遊漁の関係団体の方2団体が陳述をしておりました。やや不満であったような感じはしました。実態は把握しておりませんが、年間200～300トンを上げているのではないかということの中で、40トンということで、これは成功裏に終わったのではないかと考えております。

稲村会長 それでは、広域漁業調整委員会の結果については、以上で終わります。

稲村会長 では次に、議題7「2月の許認可実績」について、水産課より説明をお願いします。

小柳専門員 それでは、2月の許認可実績の取り扱い状況について説明します。資料は、31ページの資料7になります。

[資料-7に基づき説明]

稲村会長 ただいまの説明について、ご質問等はございませんか。

[質問等無し]

稲村会長 それでは、「その他」で先月の委員会で坂下委員からご質問のありました固定式刺し網漁業（雑魚類）について、水産課より説明をお願いします。

沢田課長補佐 それでは、先月、坂下委員からご質問あった固定式刺し網漁業（雑魚類）についてご説明したいと思います。先月ご説明できず、申し訳ありませんでした。

坂下委員からのご質問の内容は、固定式刺し網漁業（雑魚）の許可の条件で、採捕を禁止する魚種が定められていますが、石川県全域8つに分けられている当該許可のうち、輪島沖については、他地域で禁止となっている、たら、ずわいがに、にぎす、いか、たちうおに加えて、さらに、かれい、めばる類、さば、たい、ぶりも禁止となっており、他地区より禁止されている魚種が多いため、いったい何を漁獲しているかのご質問でした。

まずは何を漁獲しているかのご説明の前に、輪島沖がなぜ採捕禁止魚種が多いのかということですが、禁止の追加となっているめばる、さば、たい、ぶりなどの魚種については、輪島沖には、別途、その魚種を獲る目的の同じ固定式刺し網があるために、雑魚を対象とする刺し網では禁止としているところです。

それでは本題の何を漁獲しているとのことですが、漁獲データや漁協からの聞取りなどにより調べましたところ、漁獲の多いものとして、マアジ、ウマヅラハギ、ホッケなどがあり、その他には、アラ、ヒラメ、ミズダコ、メダイ、イシダイ、カナガシラ、キジハタ、マトウダイなどがあり、雑魚刺し網ということで禁止されている以外の色々な魚種を対象に漁獲しておりました。

説明は以上になります。

稲村会長 坂下委員、ただいまの説明について、よろしいでしょうか。

坂下委員 説明、ありがとうございます。了解しました。

稲村会長 それでは、他に何かございませんか。

[意見等無し]

稲村会長 他になれば、事務局からお願いします。

大内局次長 次回の委員会につきまして連絡します。

次回は4月19日(火)13時30分から県庁の会議室11階の1109会議室で開催したいと思います。よろしく願いいたします。

また、コロナウイルスの感染状況をみまして、日程や会議場所に変更が生じた場合には、先にご連絡をさせていただきます。

稲村会長 皆様、よろしいでしょうか。

[全員了承]

稲村会長 以上をもちまして、本日の委員会を終了します。

以上、会議の顛末を記録してその正当であることを証するため署名をする。

会 長

署名委員

署名委員